平成２６年（フ）第６６号
茨城県潮来市辻799番地10
債務者　雫石　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第１０９号
茨城県桜川市真壁町羽鳥105番地10
債務者　髙久　紀夫
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１２０号
茨城県常総市杉山897番地１　県営石下アパート３棟101号
債務者　**廣**瀬　陽子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１７８号
川崎市幸区南加瀬３丁目６番28号　フレールハイツ102
債務者　原　麻由美
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２５号
川崎市多摩区三田１―16―３―403、住民票上の住所神奈川県厚木市妻田西３丁目26番17号
債務者　加藤　　聖
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
川崎市幸区東古市場28番地１　芙蓉コーポ106
債務者　柚木　勇二
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３０号
川崎市幸区下平間201番地　池田ビル401
債務者　二宮　一美
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３６号
川崎市川崎区日進町９番地17　喜多野
債務者　森本　　至
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
新潟市中央区白山浦１丁目294番地１
債務者　斉藤　政春
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４５号
新潟市東区松園１丁目８番13号
債務者　直江　大輔
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４７号
新潟市江南区曽野木１丁目２番２―1012号
債務者　田崎　優子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５５号
新潟市中央区東堀前通９番町1386番地　コーポ大善Ｅ―901号
債務者　近藤　和枝
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５７号
新潟市中央区明石２丁目２番20号　トーコー明石306号
債務者　本望　豊子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１０号
山梨県甲斐市竜王1478番地　セジュールＫＡ―201号室
債務者　赤池　幸夫
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
山梨県甲府市大里町2939番地28、前住所山梨県甲府市上今井町2261番地３
債務者　アグレン　エウリバルド　オグスクこと　ＡＧＲＥＮ　ＥＵＲＩＶＡＬＤＯ　ＯＧＵＳＵＫＵ
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
山梨県甲府市大里町2939番地28、前住所山梨県甲府市上今井町2261番地３
債務者　アグレン　シルビアこと　ＢＡＲＧＡＳ　ＡＧＲＥＮ　ＳＩＬＶＩＡ　ＨＥＬＥＮＡ
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
山梨県甲府市上石田２丁目30番29号
債務者　深沢　　貢
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係